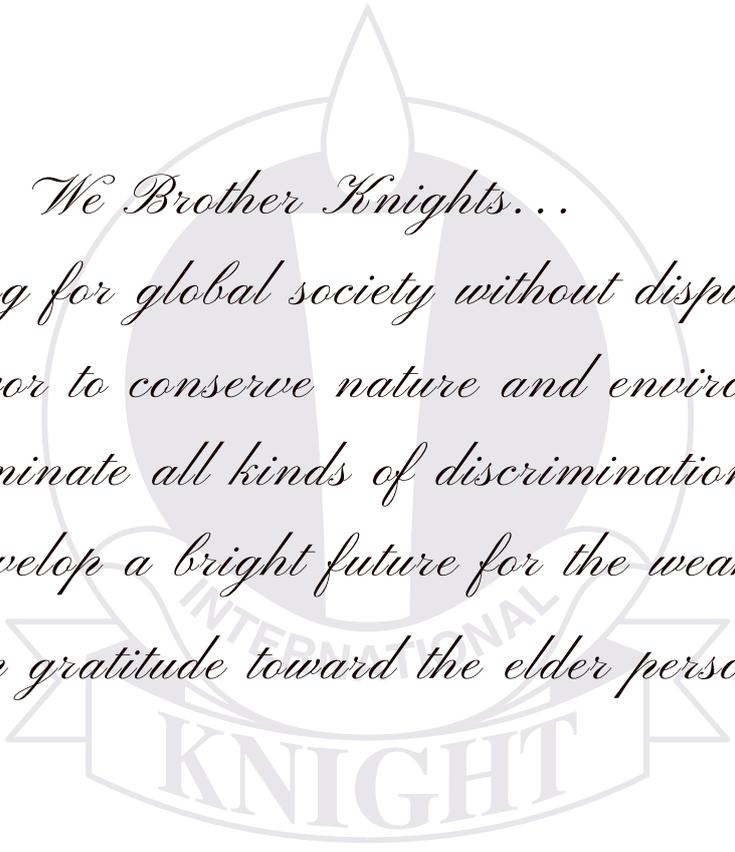


# ブラザーナイト

---

## 会 則

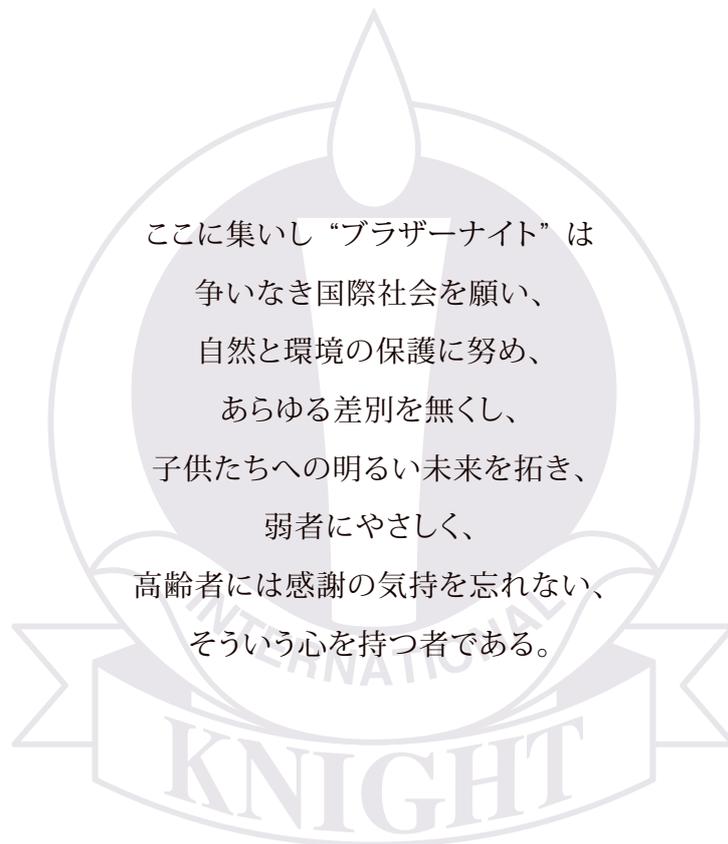
Vol.1



*We Brother Knights...  
Long for global society without dispute  
Endeavor to conserve nature and environment  
Eliminate all kinds of discriminations  
Develop a bright future for the weak  
Keep gratitude toward the elder persons.*

**Brother  
Knight**  
International





ここに集いし“ブラザーナイト”は  
争いなき国際社会を願い、  
自然と環境の保護に努め、  
あらゆる差別を無くし、  
子供たちへの明るい未来を拓き、  
弱者にやさしく、  
高齢者には感謝の気持を忘れない、  
そういう心を持つ者である。

ブラザーナイトの象徴であるロウソクの灯火は、一人一人の灯りは弱く、小さなものにすぎませんが、それらが集まれば大きな灯りになることを意味し、ブラザーナイトそれぞれが自分でできることから、社会や誰かの役に立つ活動をはじめようとする意思を表しています。

# ブラザーナイト本部会則

## 第一章 総則

(定義)

### 第1条

- ①BK：ブラザーナイトのメンバーの略称。但し、NBKは含まない。
- ②NBK：ネットブラザーナイトのメンバーの略称。
- ③本部例会：本部が主催して開催する会合。
- ④支部例会：支部が主催して開催する会合。
- ⑤本部勉強会：本部が主催して開催するセミナー。
- ⑥支部勉強会：支部が主催して開催するセミナー。

(名称及び所在地)

### 第2条

- (1) 本団体はブラザーナイト (Brother Knight) と称する。
- (2) 本団体の本部は、東京都千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテル本館 617 におき、西日本事務局は大阪府大阪市北区中之島 5-3-68 リーガロイヤルホテル W1458 におく。

## 第二章 目的

(目的)

### 第3条

人は誰もが国籍、宗教、思想、言語、性別、年齢、職業や学歴など、生まれつきのもの、後天的に身につけたものにかかわらず、多くの壁を抱えています。世界ではこれらが原因の争いがいつの時代にも絶えません。これでは誰もが幸せに暮らせる社会は訪れません。これら全ての壁を取り払い、同じ志を持つ者が国籍や宗教を問わず、血のつながった兄弟姉妹のように力を合わせ、騎士 (ナイト) の精神を持って、全ての人々が平等である国際社会の成立を、ブラザーナイトは目指します。

## 第三章 活動

(心得)

### 第4条

ブラザーナイトは地域社会に密着した活動が基本である。共通の目的をもった仲間が多く集まれば、その目的は現実に近いものとなる。

- ① ブラザーナイトのメンバーであることを自覚し社会貢献に精進する。
- ② 一日ひとつ、社会のためになる、誰かの役に立つことができるように心掛ける。
- ③ 活動を提唱し、共通の目的、目標をもった仲間を作る。

(制限事項)

#### 第5条

ブラザーナイトの活動に制限はない。但し、以下のルールは厳守し、常識的なマナーの中での活動を行なう。

- ① 活動において、自己の利益を目的としない。
- ② 本団体の名誉を傷つけるなど、他のメンバーに迷惑が掛かるような行動をしない。
- ③ 反社会勢力又は類似の組織、団体、法人、組合等との関わりを禁止する。
- ④ 会則及び本団体の作成したあらゆる文書等に反する行動をしない。
- ⑤ 一般的な全ての問題を自由に討論できるが、政党、宗教間の問題を討論してはならない。

(諸注意事項)

#### 第6条

- ① 予定されているセミナーやプレゼン以外での商品の紹介や販売、ネットワークビジネス、宗教活動又は職場への勧誘などの行為は、行ってはならない。
- ② 会員の個人情報の取り扱い及び紹介については、互いに最大限の注意を払うものとする。
- ③ メンバー間で発生したトラブルに関して、本団体では一切責任を負わない。
- ④ 記録として写真撮影やビデオ撮影を行う場合があり、それが活動内容の報告という形でパンフレットやチラシ、インターネットにて公開されることがある。

## 第四章 メンバーシップ

(メンバー)

#### 第7条

ブラザーナイトのメンバーは、次の二種とする。

- ① 本団体の目的に賛同し、本部及び支部に属する者をブラザーナイト (BK) と呼ぶ。
- ② 本団体の目的に賛同し、本部のみに属する者をネットブラザーナイト (NBK) と呼ぶ。

(入会)

#### 第8条

(1) ブラザーナイト (BK)

- ① BK となるには、紹介者による推薦が必要となる。紹介者の人数は各支部で定めることができる。
- ② 入会希望者は、紹介者の記名がある所定の入会申込書を提出し、本部及び支部の承認を得なければならない。

③入会希望者で、紹介者の居ない者は、本部が、当該希望者に適した支部を紹介するものとし、当該希望者は、各支部の定めに従い、紹介者を充足するに至った場合にのみ入会できるものとする。

④BKは、一つの支部にのみ所属するものとする。

#### (2) ネットブラザーナイト (NBK)

①NBKになろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、本部の承認を得なければならない。但し、紹介者の記名は任意とする。

②NBKは本部に所属し、支部には所属しない。支部例会または支部勉強会に参加したい者はその旨を本部及び参加希望支部に1週間前までに連絡しなければならない。また、本部勉強会への参加は1事業年度に2度まで、特定の支部への参加は1事業年度に3度までとする。

③NBKからBKになろうとする者は、前項第2号及び第3号を準用する。

④前項第4号は準用しない。

#### (年会費)

##### 第9条

(1)4月1日時点でメンバーである者は、本団体が別紙にて定める方法により、年会費を納入しなければならない。

ブラザーナイト (BK) 30,000円

ネットブラザーナイト (NBK) 15,000円

(2)BKの初年度の年会費はその入会を希望する日を基準として、以下のように区分して定める。また、日割り計算は適用しない。

前期入会 4月～7月末 30,000円

中期入会 8月～11月末 22,500円

後期入会 12月～3月末 15,000円

(3)NBKについては、年会費は区分せず、また、日割り計算は適用しない。

(4)メンバーが納入した年会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

(5)前条第2項第3号の場合には、本条第2項の規定に従い、直ちに差額分を納入しなければならない。但し、後期入会に該当する場合には、この限りではない。

#### (退会)

##### 第10条

メンバーは、本団体指定書式による退会の届けを提出して任意に退会することができる。

#### (除名処分)

##### 第11条

(1)メンバーが次のいずれかに該当する場合には、当該メンバーに事前に弁明の機会を与えた上で各支部の判断に基づき除名することができる。

①メンバーが、この会則などに違反した場合。

②メンバーが、本団体の名誉を傷つけ、本団体の目的に反する行為をした場合。

③ 各種会費を1年以上滞納した場合。

(2) 前項にかかわらず、本部が必要と判断した場合には、当該メンバー及び支部長と面談の上、本部の判断に基づき除名処分にすることができる。

(BK の役職と選任)

## 第12条

本団体に以下の役職をおく。

① 初期提唱者 (Initial Advocate)

・提唱者はブラザーナイト設立時に多大な貢献を認められた者。

② 提唱者 (Advocate)

・ブラザーナイトに多大な貢献を認められ、且つ、初期提唱者5名以上に推薦された者。

③ 準提唱者 (Associate Advocate)

ブラザーナイトへの多大な貢献を認められ、且つ、初期提唱者3名以上に推薦された者、又は3か所以上の海外支部設立に寄与したもの、あるいは地域長の任期を満了した者。

④ 地域長 (Region Chief Director)

・地域とは北海道・東北／関東／甲信越・北陸・東海／近畿／中国・四国／九州・沖縄の六地域のことをいう。

・地域長は各地区長の中から本部が任命し決定する。任期は通常1年(最長2年)とする。

⑤ 地区長 (District Chief Director)

・地区とは47全国都道府県のことをいう。

・地区長は、BKを10名以上招請した実績があり、かつブラザーナイトの活動を都道府県内の範囲において行なっている者。県内のブラザーナイトを統括する。

・ブラザーナイトメンバー選考委員会で決定する。

⑥ 支部長 (Branch Chief Director)

・BKを10名以上招請した実績があり、かつブラザーナイトの活動を市・区内の範囲において行なっている者。市・区内のBKを統括する。

・ブラザーナイトメンバー選考委員会で決定する。

(プレステージ)

## 第13条

① フォーマー地域長 (Former Region Chief Director)

② フォーマー地区長 (Former District Chief Director)

③ フォーマー支部長 (Former Branch Chief Director)

## 第五章 本部

### 第一節 運営会議

(運営会議)

#### 第14条

(1) 運営会議は、役員と議員（以下、運営会議メンバーとする。）により構成される。

(2) 権限

本団体の執行機関として、あらゆる提案や企画は運営会議において検討され、各委員会は運営会議の決定に伴いこれを運営する。

(3) 役員の設定

運営会議には、議長1名、副議長2名、幹事5名をおく。

(4) 議員の定数

運営会議には、20名以内で議員を置く。

(5) 役員及び議員の選定

① 議長は初期提唱者 (Initial Advocate) の中から推薦により決定する。

② 副議長及び幹事は、提唱者 (Advocate)、及び、準提唱者 (Associate Advocate) の中から、運営会議が選任する。

③ 議員は、地域長 (Region Chief Director)、及びフォーマー地域長 (Former Region Chief Director) の中から運営会議が選任する。

(6) 当団体は監査役を置くことができる。

(決議)

#### 第15条

(1) 運営会議の決議は、決議について特別の利害関係を有する者を除く運営会議メンバーの過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、運営会議メンバーの過半数をもって決し、議長を除き可否同数のときは、議長の決するところによる。

(2) 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

## 第二節 委員会

(委員会)

#### 第16条

(1) 本部内に以下の戦略委員会を設置することができる。

① ブラザーナイトメンバー選考委員会

入会希望者が、ブラザーナイトのメンバーとして相応しいかどうかを選考する委員会。ブラザーナイトの役職決定、除名の決定もこの委員会において行なう。

② 地域拡大委員会

地域で行なわれる勉強会などに関係し、積極的に準提唱者以上の役職につく者を派遣することで、地域活動の活性化を補助し、メンバーの増強を図ることを目的とした委員会。

③ ネットブラザーナイト拡大委員会

ネットブラザーナイトの増強を図ることを目的とした委員会。

#### ④ 表彰制度選考委員会

自己の利益を目的としたものではなく、積極的な活動をした BK に与える各種の賞を選定する委員会（ブラザーナイトアワード）。

#### ⑤ 育英会資金管理委員会

目的の一つである留学生への育英資金、貧困地域への教育支援などの事業予算を計画する委員会。

（２）本団体本部内に以下の交流委員会を設置することができる。

##### ①地域委員会

各地域での活動事例報告と、地域間の交流促進を検討する委員会。また、本部と連携を取り、日本全国の６地域に向けた行事の企画を行う。

##### ②地区委員会

各地区での活動事例報告と、地区間の交流促進を検討する委員会。また、地域の活性化を促進するため、各種の行事なども企画する。

（３）委員の種類及び定数

各委員会は、委員長１名、副委員長２名（幹事２名、会計１名）、委員４名以上からなる。

（３）委員の選任

① 各戦略委員会委員長は、地域長（Region Chief Director）以上の役職の者の中から選任する。

② 各戦略委員会副委員長は、支部長以上の役職から運営会議が選任する。

③ 各戦略委員会委員は、各支部長またはセクレタリーの中から運営会議が選任する。

④ 各交流委員会委員長は、それぞれ、各地域長又は各地区長の中から運営会議が選任する。

⑤ 各交流委員会副委員長は、支部長以上の役職から運営会議が選任する。

⑥ 各交流委員会委員は、広く BK から募り、運営会議が承認する。

（ブラザーナイトバッジ・名刺）

#### 第 17 条

（１）会合及び活動する際には、本団体所定のブラザーナイトバッジを付ける義務がある。

（２）バッジは入会時に購入し、紛失した場合は直ちに事務局に報告する。

（３）名刺は入会時に支給されないが、必要な場合は事務局に申請し、有料で作成することができる。

（４）退会時には、すみやかにこれらを廃棄するものとする。

（責任事項）

#### 第 18 条

（１）活動中に発生した負傷などの事故については、本団体は一切責任を負わない。

（２）メンバーが会則などに違反して本団体に損害を与えた場合、それによって生じた一切の損害を弁償するものとする。

（会費の使途）

#### 第 19 条

会費及び寄付金などは、主に以下の目的に使用される。また、以下の目的以外にも必要に応じて、育

英資金管理委員会で検討される事項について使用される場合もある。

- ① 自然保護活動
- ② 災害地、被災地への物質援助
- ③ 病気の子どもたちの支援
- ④ 貧困地域の子どもたちへの教育支援
- ⑤ 留学生の育英資金

### 第三節 事務局

(事務局)

#### 第20条

- (1) この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- (2) 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- (3) 事務局長及び重要な職員は、議長が運営会議の承認を得て任免する。
- (4) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が運営会議の決議により別に定める。

## 第六章 各種例会及び各種勉強会

(意義)

#### 第21条

ブラザーナイトの活動は制限されるものではない。活動はメンバー各人の自主性において行なわれるものであり、勉強会はよりよい社会の実現と、自己を発展させる為の場として存在する。

##### 【本部例会・本部勉強会】

- ①本部例会及び本部勉強会は、年に3回、本部主催で開催される。
- ②本部例会及び本部勉強会への参加は原則無料である。
- ③その他の本部主催の会合は全て特別例会等という。

##### 【支部例会・支部勉強会】

(1) 支部例会について

- ①支部例会は、月に一回以上は必ず開催されなければならない。
- ②支部例会は、各支部にて開催場所や日時を定め、本部に報告するものとし、本部規定のアジェンダに則して開催される。
- ③各支部は、特段の事情がない限り、NBK 及び紹介者の居ない入会希望者の支部例会の見学及び参加を認めなければならない。支部メンバーによる紹介ビジターについても同様とする。
- ④支部例会の会費は各支部にて定めるものとする。

(2) 支部勉強会について

- ①支部勉強会は、月に一回以上は必ず開催されなければならない。但し、支部例会の中で開催するこ

とができる。

②支部勉強会の議題は、各支部にて決定され、講師の派遣等につき、支部から依頼があった場合には本部は可能な限りバックアップするものとする。但し、諸経費が発生した場合は支部が負担する。

③各支部は、特段の事情がない限り、NBKの支部勉強会の見学及び参加を認めなければならない。支部メンバーによる紹介ビジターについても同様とする。

（出席規定）

## 第22条

①本部例会、本部勉強会及び特別例会等には可能な限りで出席することが好ましい。

②各種例会及び各種勉強会には、原則本人が参加、出席するものとする。但し、代理出席に関して各支部で定めることができる。

③遅刻・早退は、原則として認められない。

④支部例会には年間

三分の二以上出席しなければならない。但し、各支部において、より厳格な出席規定を定めた場合にはこの限りでない。

⑤やむにやまれぬ事情により出席できない場合には、他支部例会及び本部例会への出席をもって所属支部例会への出席に代えることができる。但し、各支部は、代替出席につき他支部例会及び本部例会への出席の回数または割合を定めるものとする。

⑥出席規定を順守できなかった場合の措置に関しては、各支部にて定めることができる。

（オンライン支部例会・オンライン支部勉強会）

## 第23条

各支部は、オンラインによる出席規定を設けることができる。但し、全回をオンライン出席としてはならず、オンライン出席は全例会及び勉強会の年間三分の一を超えてはならない。

（出席規定の例外）

## 第24条

（1）転勤等による長期の欠席

1年を超える転勤等の場合には、メンバーの所属支部と、転勤先の支部の各支部長が共に認めた場合には、転勤等期間の所属支部の一時変更を認める。但し、転勤先に支部がない場合には、転勤等期間の活動は、NBKの規定に準ずる。

（2）長期療養等による長期の欠席

長期療養等、例会への出席が連続して困難なことが予想される場合には、各支部長の判断により、最長12か月の休会を認めることができる。

（支部の構成）

## 第25条

（1）各支部には、支部長（Branch Chief Director）1名、ブランチセクレタリー2名（幹事1名、会計1名）の役員を置く。

(2) 各勉強会における議長は、出席者全員の合意のもと任意に決定する。通常は支部長（Branch Chief Director）が行なう。

(3) 各支部の役員は、支部設立時を除き、前役員の推薦によって決定する。

(名称)

#### 第26条

(1) 各支部には、その活動地域が明確に判別できる名称をつけるものとする。

(2) 支部のメンバーが30名未満の場合、支部名は市区町村名を用いるものとする。

(3) 活動地域が重なる支部が設立される場合には、方角を用いるなどして、各支部が特定できるような名称をつけるものとする。

(議事録)

#### 第27条

例会および勉強会においては、事務局に次の事項を記載した勉強会の報告書を提出する義務がある。

- ① 日時及び場所
- ② 出席者数及び議長、出席者氏名
- ③ 勉強会議題及び討論事項

(特別講師派遣制度)

#### 第28条

事務局本部から提唱者以上の役職に就くものを派遣する特別講師制度は、支部からの特別講師による勉強会開催の申し入れの上、事務局本部を介してスケジュール調整が行われる。但し、諸経費が発生した場合は支部が負担する。

(支部の設立)

#### 第29条

(1) メンバーが15名以上集まった時点で支部を設立することができる。但し、東京、名古屋、大阪、京都などの大都市（地方自治法第252条の19に規定する「指定都市」をいう。）は30名以上を原則とする。

(2) 支部長は、原則として、最も当該支部の設立に貢献した者になるものとし、支部長の任期は1年とする。

## 第七章 ブラザーナイトアワード

(意義)

#### 第30条

ブラザーナイトアワードは、本団体から、1年間の活動を通じて社会に貢献したBKに対して与えられる様々な賞のことである。本団体は、自己の利益を追求しないため、賞の為に活動するメンバーはいないと思われるが、活動が平均化せず、将来につながる積極的な活動を希望することから、ブラザーナイトアワードを設置する。

(アワードの種類)

#### 第31条

- ① トップメンバーアワード（複数の支部の設立に尽力した者が表彰される。）
- ② ベストメンバーアワード（支部の拡大に多大なる寄与をした者が表彰される。）
- ③ ベストアクティブアワード（活動に多く参加した者が表彰される。）
- ④ ベストカンパニーアワード（活動を多く支援した企業が表彰される。）

(受賞資格)

#### 第32条

BKが対象であり、選考に入会年月、役職は関係ない。但し、NBKであっても、特筆すべき活動が見られた場合にはこれを含める。

(アワードの選考)

#### 第33条

それぞれのアワードは、各委員会、各支部のBKから推薦を受け、表彰制度選考委員会で決定する。

## 第八章 その他

(事業年度)

#### 第34条

当団体及び各支部の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(その他事項の決定)

#### 第35条

(1) この会則に定めるものの他、当団体の運営に必要な事項は、運営会議の決議を経て議長が別に定める。

(2) この会則に載っていない事柄であって、各支部内で必要と判断される事項、役職、及び委員会等は、本部に届出をしたうえで、各支部会則で定めることができる。但し、本団体の精神に反するような規定は無効とする。

2018年9月03日

## ■支部定例会 アジェンダ

(1) 開 会	支部長:ブラザーナイトの鐘を鳴らし開会
(2) ブラザーナイト宣言	メンバー
(3) ブラザーナイト提唱	メンバー
(4) ブラザーナイト象徴	メンバー
(5) 開会のあいさつ	支部長
(6) 講師ご紹介	メンバー
(7) 講師公演	
(8) フリーディスカッション	司会
(9) 講演謝辞	支部幹事
(10) ブラザーナイト活動	メンバー
(11) 閉会のあいさつ	支部長
(12) 閉会	司会:次開催連絡
	ブラザーナイトの鐘を鳴らし閉会

## 役 職

---

ブラザーナイトは以下の役職を設置する。

■ 役 職		バッジ	メダル
Initial Advocate	(初期提唱者)		
Advocate	(提唱者)		
Associate Advocate	(準提唱者)		
Region Chief Director	(地域長)		
District Chief Director	(地区長)		
Branch Chief Director	(支部長)		

## アワード

---

ブラザーナイトアワードとは1年間の活動を通じて社会に貢献したメンバーに対して与えられる様々な賞のことである。

■ アワード	メダル
トップメンバーアワード (支部を多く設立した者が表彰される)	
ベストメンバーアワード (支部の拡大に多大なる寄与をした者が表彰される)	
ベストアクティブアワード (活動に多く参加した者が表彰される)	
ベストカンパニーアワード (活動を多く支援した企業が表彰される)	

